○泉南市自治基本条例（抜粋）

（市民の責務）

第９条　市民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するよう努めなければなりません。

２　市民は、まちづくりの主体としての多様性を認め、全ての人権を守るとともに弱者や環境に配慮するよう努めなくてはなりません。

３　市民は、まちづくりを通じて良好な環境を次世代へ引き継がなければなりません。

４　市民は、まちづくりに参画するにあたって自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければなりません。

５　市民は、第７条に定める権利の行使にあたっては濫用することなく、常に公共の福祉に配慮するよう努めなければなりません。